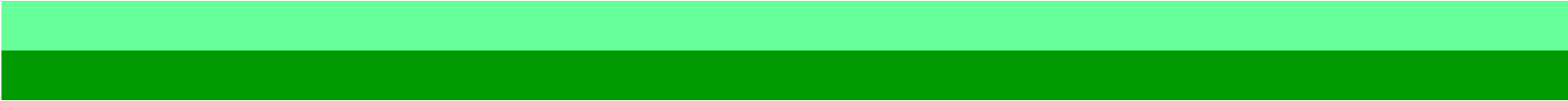




農村振興行政系の紹介 ～用地補償・管理業務～



農林水産省東海農政局
農村振興部用地課

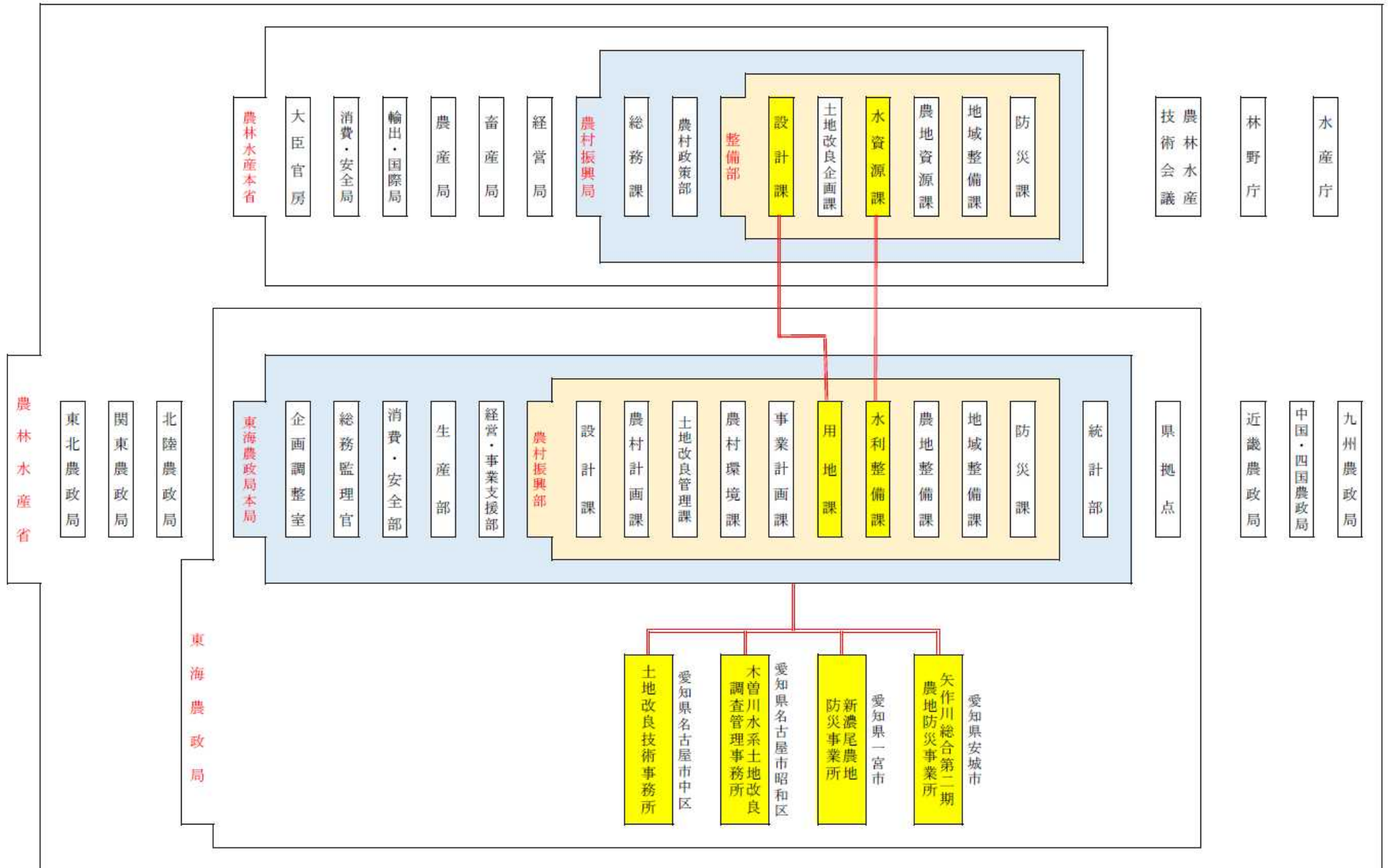
農村振興行政系とは

- 東海農政局事務系職員で、主に東海農政局農村振興部の、用地課、水利整備課（管理調整）、管内事業（務）所、または農村振興部の他の課に採用され、業務を行う職員です。（主な業務内容は、以下を参照。）
- 農村振興部及び管内事業（務）所を2～3年周期で何箇所か異動した後、本人の適正、経験、希望等を勘案の上、本省、地方農政局（東海農政局含む。）などへ異動し、キャリアを積んで頂きます。

用地課、水利整備課（管理調整）とは

- 用地課
公共用施設を造成するための土地の買収、支障となる建物・物件等の移転、農業農村整備事業（土地改良事業）に必要となる土地の借地などを行います。
- 水利整備課（管理調整）
土地改良事業で造成した公共用施設の管理、土地等の使用許可、土地改良事業で必要となる土地の占有手続きなどを行います。

農村振興行政系に係る組織



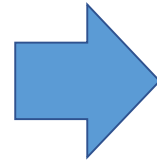
農業農村整備事業等により農業・農村振興を推進します

農業農村整備事業

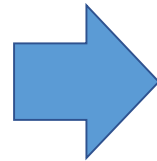
水と土を相手に、自然との共生を図りながら営まれている農業を支援するため、水田に必要な農業用水を確保するためのダムや堰の整備、営農条件を改善するための水田や畑の整備、農村の環境整備などを行っています。



国営土地改良事業で既存の溜池を利用して造成した調整池（ダム）



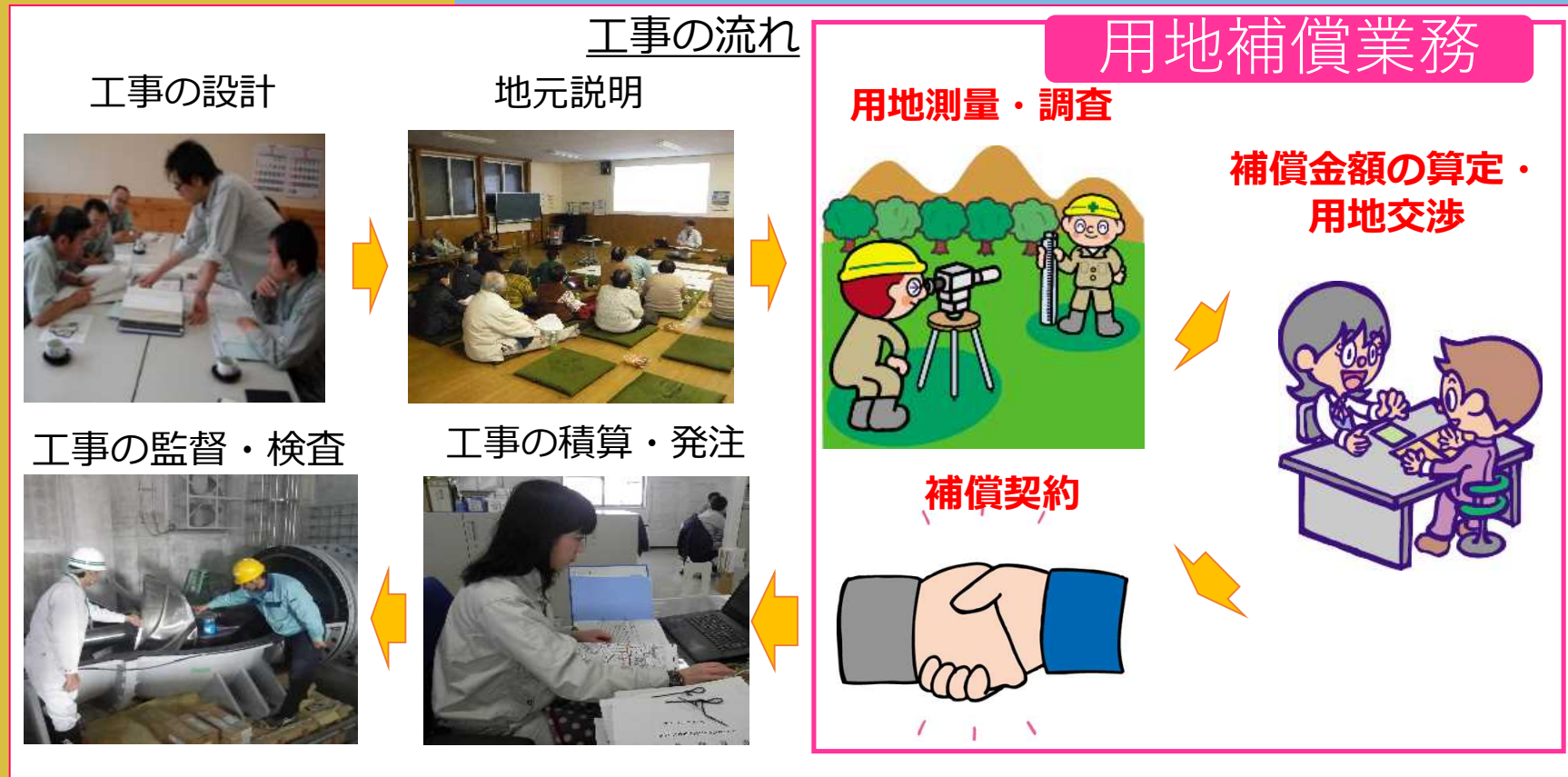
国営土地改良事業で改修した水路



事業の流れ

◆工事

- 事業の実施は、国営事業(務)所が行います。整備工事は、必要な詳細調査や設計を行い、関係機関との調整などを行った上で開始します。工事の実施に当たっては、事業用地の確保を行います。【用地補償業務】



◆施設管理

- 台帳や図面などを整理した上で、施設を土地改良区等に委託して管理してもらうための事務や農林水産省の水路などの施設が河川敷地や国道・県道敷地などを横断等をしている場合に占用手続きを行います。【管理業務】

国営事業（務）所の用地補償業務

幅広い人と繋がりのある業務

用地補償業務

ーデスクワーク

- ◇工事計画打ち合わせ
- ◇補償調査表の作成
- ◇用地測量業務等の積算・発注
- ◇補償コンサルタント打合せ
- ◇不動産鑑定士打合せ
- ◇土地家屋調査士打合せ
- ◇補償基準作成
- ◇補償契約書作成
- ◇補償金支払い
- ◇不動産登記

ー地域住民

- ◇工事計画説明

ー関係機関

- ◇住所調査（市役所・役場）
- ◇登記調査（法務局）
- ◇税金関係手続（税務署）
- ◇県・市町村等との調整
- ◇土地改良区との調整

ー土地所有者

- ◇工事計画説明
- ◇補償の説明
- ◇測量業務等の説明
- ◇用地交渉
- ◇補償契約

ー現場

- ◇現地調査
- ◇補償物件調査
- ◇用地境界確認立会
- ◇用地測量業務等の監督